

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 五月 二十八日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しみず歯科クリニック	鳥取市叶二九三―一二二	令和八年七月十二日
アクビー歯科クリニック	鳥取市徳尾一三一―二八	令和八年七月一日
新通り歯科クリニック	鳥取市国府町新通り三丁目三〇―一一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 五月 二十八日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指定年月日
ひだまり薬局	米子市安倍四〇―三	令和八年七月一日
ヒエズ調剤薬局	西伯郡日吉津村日吉津二二八四―一	令和八年七月十五日
おしどり調剤薬局	日野郡日野町野田三一九番地五	令和八年七月一日